政　令

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十一月八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百五号

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第四十五条の二第二項第三号及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成二十六年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「又は第七号」を「、第七号又は第十三号から第十五号まで」に改め、同項第二号中「、第八号」を「又は第八号」に改め、「又は第十三号」を削り、同項第三号中「、第十二号、第十四号又は第十五号」を「又は第十二号」に改める。

別表海上保安大学校学生採用試験の項下欄第一号中「知識及び能力として、次のイ又はロに掲げるもの」を「数学及び英語の知識並びに論理的な思考力及び表現力」に改め、イ及びロを削り、同欄第二号中「前号イ又はロに掲げる知識並びに」を「前号に規定する数学及び英語の知識並びに同号に規定する」に改める。

附　則

この政令は、令和四年二月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十一月八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百六号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第五十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年四月一日とする。

総務大臣　金子　恭之
農林水産大臣　金子原二郎
経済産業大臣　萩生田光一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　山口　壮
内閣総理大臣　岸田　文雄

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十一月八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百七号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第五十四号）の施行に伴い、この政令を制定する。

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「―第二十三条」を「・第二十一条」に改める。

第八条第一項中「、第六十三条及び第六十五条」を「及び第六十四条」に改め、同項の表第二十九条第二項及び第三十二条第四項の項を削り、同条第二項中「、第六十三条及び第六十五条」を「及び第六十四条」に改め、同項の表第二十九条第二項及び第三十二条第四項の項を削り、同条第三項及び第三十二条第四項の項を削り、同条第四項中「、第六十三条及び第六十五条」を「及び第六十四条」に改め、同項の表第二十九条第二項及び第三十二条第四項の項を削り、同条第五項中「、第六十三条及び第六十五条」を「及び第六十四条」に改め、同項の表第二十九条第二項及び第三十二条第四項の項を削り、同条第六項中「、第六十三条及び第六十五条」を「及び第六十四条」に改め、同項の表第二十九条第二項及び第三十二条第四項の項を削り、同表第三十二条第一項の項中「第二十九条第四項」を「第二十九条第一項及び第三項」に改め、同条第七項中「、第六十三条及び第六十五条」を「及び第六十四条」に改め、同項の表第二十九条第二項及び第三十二条第四項の項を削り、同条第八項中「、第六十三条及び第六十五条」を「及び第六十四条」に改め、同項の表第二十九条第二項及び第三十二条第四項の項を削る。

第二十条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項中「（同項第一号に掲げる者にあっては、法第三十条第二項各号に掲げる事項を記載した書面）」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「第一項第三号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十一条及び第二十二条を削る。

第二十三条中「第六十五条第三項」を「第六十四条第三項」に改め、同条を第二十一条とする。

附　則

この政令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

経済産業大臣　萩生田光一
環境大臣　山口　壮
内閣総理大臣　岸田　文雄